

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

毎年8月は、現況届の提出月です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者(支給停止の受給者を含む)のかたへ、8月上旬に通知を送付しますので、必要書類をご提出ください。

なお、現況届の提出がない場合、11月分以降の手当が受給できませんので、ご注意ください。

	提出期限	対 象
(1) 児童扶養手当	8月29日(金)	0歳から令和8年3月31日までに18歳となる児童を監護し、次のいずれかに該当する父または母 ○配偶者と離婚した ○配偶者が死亡または生死が明らかでない ○一定の障がいがある ○婚姻によらないで出産した など ※所得などにより、手当を受給できない場合があります。
(2) 特別児童 扶養手当	9月11日(木)	精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者 ※障がいの状態により、手当を受給できない場合があります。

問 合 せ

(1)健康こども課(⑤番窓口)

☎62-1288

(2)福祉課(④番窓口)

☎62-1233

国保からのお知らせ 高額療養費制度はご存じですか？

医療費の自己負担が高額になり、ひと月にかかった医療費が自己負担限度額を超えた場合、「高額療養費制度」によって超えた金額分が支給されます。自己負担限度額は年齢や所得に応じて変わるため、詳細は町ホームページをご確認ください。



町ホームページ

既に医療機関などに支払った場合

自己負担限度額と支払った金額の差額が高額療養費として払い戻しされます。該当者には受診後3か月ほどで、「高額療養費支給申請のご案内」を送付します。案内をご確認のうえ、申請手続きをしてください。申請の際、受診した医療機関などの領収書を確認しますので保管しておくようお願いします。

あらかじめ医療費が高額になると見込まれる場合

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減認定証」を医療機関へ提示することで、医療機関へ支払う金額が自己負担限度額以下となります。認定証が必要なかたは下記へ交付申請してください。

なお、マイナ保険証をお持ちのかたは認定証を提示する必要はありません。

所得の申告・保険税の納付は忘れずに

自己負担限度額の判定には所得の申告が必要です。忘れずに正しく申告しましょう。また、保険税を滞納していると支払いが限度額までとならない場合があります。

問 合 せ

町民生活課(②番窓口)

☎62-1232